第47回信用事業業務検定試験「渉外基礎」受験者の皆様へ第49回信用事業業務検定試験「渉外基礎」受験者の皆様へ通信教育講座「渉外基礎」受講者の皆様へ通信教育講座「窓口テラー」受講者の皆様へ

(株)農林中金アカデミー

今般、昨年10月3日に実施した第47回信用事業業務検定試験「渉外基礎」において一部問題に不備があること、出題元である通信教育講座「渉外基礎」テキストおよび「窓口テラー」テキストの一部記載に不備があることが判明いたしました。

また、上記不備に伴い、先般10月2日に実施した第49回信用事業業務検定試験「渉外基礎」の一部問題に影響があったことが判明いたしました。

不手際がありましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本件について、以下のとおり対応することといたします。

# 1 第47回検定試験「渉外基礎」の設問不備の内容と対応

### (1) 設問内容

[問 30] 18 歳の孫が, 直系尊属から年間で 350 万円相当の贈与を受ける場合の贈与税額について, 以下の速算表を基に算出し, 合致する金額を(1)~(3)の中から 1 つ選びなさい。なお, 贈与税の基礎控除額は 110 万円とする。

#### ●贈与税の速算表

31/03/23/12							
贈与額(A)	20 歳以上の者への 直系尊属からの贈与		左記以外の贈与				
	税率(B)	控除額(C)	税率(B)	控除額(C)			
200 万円以下	10%		10%	_			
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円			
400 万円以下			20%	25 万円			
4,500 万円超	55%	640 万円	55%	400 万円			

(1) 23 万円 (2) 26 万円 (3) 45 万円

#### <解説>

贈与税の計算税率および控除額は、本問の場合は 18 歳であるため「左記以外の贈与」に該当するので、350万円の贈与の場合の税率は20%、控除額は25万円。贈与税の計算式は以下のとおりである。

(その年分の課税価格 - 贈与税の配偶者控除額 - 贈与税の基礎控除額) × 贈与税の税率 - 控除額 = 贈与税額

これに当てはめると、贈与税額は以下のとおりとなる。

(350 万円-0-110 万円) ×20%-25 万円= 23 万円

(通信講座テキストNo 3 , P 167「(2 ) 贈与税計算のあらまし」参照)※ページは 2020 年度版

### (2) 不備の内容と対応

以上により、(1)が本問の正解であるとしておりましたが、贈与税の速算表が誤っており、「贈与額(A)」 の表記を「課税価格(A)」とし、以下の計算式を表の下に記載すべきであった事が判明いたしました。

※課税価格(A) = その年分の課税価格 - 贈与税の配偶者控除額 - 贈与税の基礎控除額

設問の前提となる「贈与税の速算表」に誤りがありましたので、問 30 は全員正解といたします。その結果、第 47 回信用事業業務検定試験「渉外基礎」において、58 点(合格ライン 60 点、1 問 2 点)で不合格となった受験者の方のうち、問 30 で(2)または(3)を選択していた受験者 16 名の方を合格とさせていただきます。

その他の受験生の皆様におかれましては、誠に申し訳ありませんが、システム上の制約や事務的な困難さ 等から、現状のままとさせていただきます。事情ご斟酌のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、ホームページに掲載している「試験問題と解説」は、正解を上記の内容に修正いたします。

## 2 第49回検定試験「渉外基礎」の設問と受験者の皆様への対応

第49回信用事業業務検定試験「渉外基礎」問 50 では、誤っていた「贈与額(A)」の部分を正しく修正した内容で出題していますが、出題元である通信教育講座テキストの該当箇所(通信講座テキストNo3, P168「(2)贈与税計算のあらまし」)に不備がありました。このため、当該設問は全員正解とさせていただきます。

なお、ホームページに掲載している「正解表」は、当該設問を全員正解とした内容で掲載しています。

- 3 通信教育講座テキストの不備の内容(2種目とも共通、「贈与税の速算表」以外の修正はありません)
  - ・「渉外基礎 | No3 168ページ
  - ・「窓口テラー」 No2 162ページ

<誤>

贈与額(A)	20 歳以上の者への 直系尊属からの贈与		左記以外の贈与			
	税率(B)	控除額(C)	税率(B)	控除額(C)		
200 万円以下	10%	_	10%	_		
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円		
400 万円以下			20%	25 万円		
4,500 万円超	55%	640 万円	55%	400 万円		

<正>

課税価格(A)	20 歳以上の者への 直系尊属からの贈与		左記以外の贈与			
	税率(B)	控除額(C)	税率(B)	控除額(C)		
200 万円以下	10%	_	10%	_		
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円		
400 万円以下			20%	25 万円		
4,500 万円超	55%	640 万円	55%	400 万円		

※課税価格(A) = その年分の課税価格 - 贈与税の配偶者控除額 - 贈与税の基礎控除額